戸籍謄本等の不正入手事件について

1. いわゆる「プライム事件」の概要

平成 23 年 11 月に、愛知県警 捜査員の戸籍等が不正取得された容疑で、探偵事務 所や法律事務所の経営者、司法書士ら関係者 5 人が逮捕される事件が発生した。

- ・この事件は、全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が 戸籍や住民票等を請求できない為、『プライム総合法務事務所』を介して戸籍 等を取得したものであるが、当該法務事務所経営者や司法書士らが共謀して 『職務上請求用紙』を大量偽造し、全国で1万件以上の戸籍・住民票等の不正 入手をしていたという事件である。 (平成24年7月に有罪判決が確定)
- ※大阪府内の不正請求は472件あり、市内各区役所では217件の不正請求が確認 され、その内206件を交付していた。

2. 大阪市のこれまでの取り組み

- (1)8業士会への申入れについて
 - ・大阪弁護士会、大阪府行政書士会等(8業士)に政令市連名で要望(平成18年)
 - ・大阪府行政書士会と戸籍等の不正請求に係る意見交換会(平成21年)
- (2)市民への広報と啓発について
 - ・市政だより(現、区政だより)、市民局ホームページ、人推協だより、 人権啓発冊子「KOKORO ねっと」への記事掲載
 - ・啓発ステッカーとポスターを各区配置
 - ・戸籍謄本等不正取得防止啓発ビラ(大阪府作成)を各区役所で配付
- (3) その他
 - ・大阪市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部を設置(平成18年3月)

3. 本人告知の実施

請求書の偽造が明らかであり、本市において不正取得が行なわれたと判断したため、人権救済等の相談に繋げることを目的として、被交付請求者本人あてに(個別)事実告知を行うこととした。

- (1)個人情報保護審議会について
 - ・平成25年3月19日 個人情報保護審議会への諮問 【個人情報の目的外提供と目的外利用について】

個人情報保護条例 10条1項5号による個人情報の提供及び利用

- ·平成25年3月21日 個人情報保護審議会答申
 - 3月19日付諮問については妥当である。なお、取り扱う個人情報の性質を 踏まえて、当該個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずることを強く要 請する。
- (2)本人告知の実施方法について
 - ・告知に係る通知書は、市民局区政課住民情報グループから「本人限定受取郵便」により、告知対象者数145人を7月~8月にかけて3分割で発送することとし、 発送後の返戻分について再度調査のうえ、10月に再送付することとした。

・通知に対する問い合わせ先は「市民局住民情報グループ」とし、人権侵害に関わる相談については「人権啓発・相談センター」を案内する取り扱いとした。

(3)通知書の発送について

・第1回目送付《住民票単一及び戸籍との重複請求分 57人》

【発送日】 平成25年 7月17日

・第2回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 45人》 【発送日】 平成25年 8月 2日

・第3回目送付《戸籍、改製原戸籍、除籍、戸籍の附票請求分 43人》

【発送日】 平成25年 8月16日

・返戻分再送付《第1回目~第3回目の返戻/不達文書 47人》

【発送日】 平成25年10月18日

(4)送付結果について(問い合わせ・相談件数) 平成26年 1月21日現在

	住民情報グループ	人権・啓発相談センター
電話による問合せ・相談	52件	9 件
面談による問合せ・相談	2 件	0 件
(うち住情G→啓相Cに引継ぎ)	_	(2件)
(うち啓相C→住情 G に引継ぎ)	(0件)	_

(5)主な問合せ・相談内容について